33-2. 第３次排出ガス対策型建設機械指定要領

（目　　的）

第１　本要領は、建設機械の排出ガス低減性能に資する建設機械の指定等を実施することにより、建設工事での選択を通じて排出ガス低減性能の高い建設機械の普及を促進することを目的とする。

（定　　義）

第２　本要領において「建設機械」とは、建設機械抵当法（昭和29年法律第97号）第２条第１項に規定する建設機械をいう。

２　本要領において「排出ガス」とは、建設機械の使用に伴い発生する一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙をいう。

３　本要領において「原動機」とは、建設機械に搭載される原動機及びそれと一体として搭載される排出ガスの発散防止装置道路運送車両法昭和26年法律第185号第75条の２第１項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）第６条第１項の規定によりその型式について指定を受けた特定原動機及び排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成18年国土交通省告示第348号。以下「規程」という）（第３条第１項の規定によりその型式について認定を受けた原動機を除く）をいう。

（原動機及び黒煙浄化装置の型式認定）

第３　国土交通省大臣官房技術審議官は、その型式が別記１に定める基準（以下「排出ガス対策型原動機技術基準」という。）に適合し、かつ、均一性を有する原動機を排出ガス対策型原動機として認定することができる。

２　国土交通省大臣官房技術審議官は、その型式が別記２に定める基準（以下「排出ガス対策型黒煙浄化装置技術基準」という。）に適合し、かつ、均一性を有する黒煙浄化装置を排出ガス対策型黒煙浄化装置として認定することができる。

（原動機の認定の申請）

第４　原動機の製作又は販売（以下「製作等」という。）を業とする者で第

３の１の規定による型式の認定（以下「原動機型式認定」という。）を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第１）を国土交通省大臣官房技術審議官に提出しなければならない。

⑴　申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

⑵　申請に係る原動機の名称及び型式

⑶　申請に係る原動機の製作を業とする者にあっては、主たる製作工場の名称及び所在地

⑷　その他必要な事項

２　前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

⑴　申請に係る原動機の構造及び性能を記載した書面

⑵　申請に係る原動機の構造図

⑶　排出ガス対策型原動機技術基準に適合することを証する書面

⑷　申請に係る原動機の品質管理の実施要領及び業務組織を記載した書面（当該申請者が日本工業規格Ｑ9001の規定に適合しており、かつ、申請に係る原動機が第４の１⑶の主たる製作工場において製作されている場合においては、当該規定に適合していることを証する書面）

⑸　申請に係る原動機を取り付けることができる建設機械の範囲を限定する場合においては、その範囲

⑹　申請に係る原動機の点検整備方式を記載した書面

⑺　申請に係る原動機の製作を業とする者から当該原動機を購入する契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し

⑻　その他国土交通省大臣官房技術審議官が定める書面

３　国土交通省大臣官房技術審議官は、１及び２に定めるもののほか、原動機型式認定に関し必要があると認めるときは、当該原動機型式認定の申請者に対し、必要な書面の提出を求めることができる。

（黒煙浄化装置の認定の申請）

第５　黒煙浄化装置の製作等を業とする者で第３の２の規定による型式の認定（以下「黒煙浄化装置型式認定」という。）を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第２）を国土交通省大臣官房技術審議官に提出しなければならない。

⑴　申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の

氏名

⑵　申請に係る黒煙浄化装置の名称及び型式

⑶　申請に係る黒煙浄化装置の製作を業とする者にあっては、主たる製作工場の名称及び所在地

⑷　その他必要な事項

２　前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

⑴　申請に係る黒煙浄化装置の構造及び性能を記載した書面

⑵　申請に係る黒煙浄化装置の構造図

⑶　排出ガス対策型黒煙浄化装置技術基準に適合することを証する書面

⑷　申請に係る黒煙浄化装置の品質管理の実施要領及び業務組織を記載した書面（当該申請者が日本工業規格Q9001の規定に適合しており、かつ、申請に係る黒煙浄化装置が第５の１⑶の主たる製作工場において製作されている場合においては、当該規定に適合していることを証する書面）

⑸　申請に係る黒煙浄化装置の点検整備方式を記載した書面

⑹　申請に係る黒煙浄化装置の製作を業とする者から当該黒煙浄化装置を購入する契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し

⑺　その他国土交通省大臣官房技術審議官が定める書面

３　国土交通省大臣官房技術審議官は、１及び２に定めるもののほか、黒煙浄化装置型式認定に関し必要があると認めるときは当該黒煙浄化装置型式認定の申請者に対し、必要な書面の提出を求めることができる。

（認定等の通知及び公表）

第６　国土交通省大臣官房技術審議官は、第３の１の規定により認定した排出ガス対策型原動機（以下「認定原動機」という。）又は第３の２の規定により認定した排出ガス対策型黒煙浄化装置（以下「認定黒煙浄化装置」という。）の原動機型式認定又は黒煙浄化装置型式認定を行ったときは、当該原動機型式認定又は黒煙浄化装置型式認定の申請者に対し、速やかにその旨を書面により通知するものとする。

２　国土交通省大臣官房技術審議官は原動機型式認定又は黒煙浄化装置型式認定をし、又はそれらの認定を取り消した場合においては、当該原動機又は当該黒煙浄化装置の製作等を業とする者の氏名又は名称、当該原動機又は当該黒煙浄化装置の名称及び型式並びに認定番号を公表するものとする。

３　国土交通省大臣官房技術審議官は、第８の１の規定による届出が、第４

の１⑴又は⑵に関するものである場合、又は第８の２の規定による届出が、第５の１⑴又は⑵に関するものである場合においては、その旨を通知するものとする。

（変更の認定）

第７　原動機型式認定を受けた者は、第４の２の各項目（⑷及び⑺を除く。）に掲げる書面の記載事項について変更しようとするときは、遅滞なく国土交通省大臣官房技術審議官の認定を受けなければならない。

２　黒煙浄化装置型式認定を受けた者は、第５の２の各項目（⑷及び⑹を除く。）に掲げる書面の記載事項について変更しようとするときは、遅滞なく国土交通省大臣官房技術審議官の認定を受けなければならない。

３　第３から第７の２までの規定は、第７の１又は２の規定による書面の記載事項の変更について準用する。

（変更の届出）

第８　原動機型式認定を受けた者は、第４の１⑴から⑶又は２⑷に掲げる書面の記載事項について変更しようとするときは、様式第３による届出書を、遅滞なく国土交通省大臣官房技術審議官に届け出なければならない。

２　黒煙浄化装置の型式認定を受けた者は、第５の１⑴から⑶又は２⑷に掲げる書面の記載事項について変更しようとするときは、様式第４による届出書を、遅滞なく国土交通省大臣官房技術審議官に届け出なければならない。

３　原動機型式認定又は黒煙浄化装置型式認定を受けた者は、当該認定原動機又は当該認定黒煙浄化装置の製作等をしなくなったときは、その時から30日以内にその旨を記載した様式第５による届出書を、国土交通省大臣官房技術審議官に届け出なければならない。

（認定の取消し）

第９　国土交通省大臣官房技術審議官は、次の各項目のいずれかに該当する場合においては、認定原動機の原動機型式認定又は認定黒煙浄化装置の黒煙浄化装置型式認定を取り消すことができる。

⑴　認定原動機が排出ガス対策型原動機技術基準又は認定黒煙浄化装置が排出ガス対策型黒煙浄化装置技術基準に適合しなくなり、又は均一性を

有するものでなくなったとき。

⑵　第７の１又は２の規定による変更の認定を受けなければならない場合においてその認定を受けなかったとき。

⑶　不正の手段により原動機型式認定又は黒煙浄化装置型式認定を受けたとき。

⑷　認定原動機又は認定黒煙浄化装置の製作が中止された場合において、その時から相当期間が経過したとき。

２　第６の規定は、国土交通省大臣官房技術審議官が、第９の１の規定による取消しをした場合において準用する。

（認定原動機とみなす物）

第10　次に掲げる物は、第11、第12の１⑶、第13の１⑶、第17の１及び２の規定の適用については、認定原動機とみなす。

⑴　定格出力が19ｋW以上560ｋW未満の軽油を燃料とする原動機であって、道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第41条第１項第15号、第20号及び第21号並びに同条第２項第１号の基準に適合し、かつ、道路運送車両法第75条の２第１項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置

⑵　定格出力が19ｋW以上560ｋW未満の軽油を燃料とする原動機であって、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第６条第１項の規定により型式指定を受けた特定原動機

⑶　定格出力が８ｋW以上560ｋW以下の軽油を燃料とする原動機であって、規程第３条の規定によりその型式について認定を受けた原動機

（排出ガス対策型建設機械及びトンネル工事用排出ガス対策型建設機械の型式指定）

第11　国土交通省大臣官房技術審議官は、その型式が別記３に掲げる基準（以下「排出ガス対策型建設機械技術基準」という。）に適合するとともに、均一性を有し、かつ、認定原動機を搭載している建設機械（定格出力が19ｋW以上560ｋW未満の軽油を燃料とする原動機であって、道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示第41条第１項第15号、第20号及び第21号並びに同条第２項第１号の基準に適合し、かつ、道路運送車両法第75条の２第１項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止

装置であるものを搭載しており、かつ、道路運送車両法第75条第１項の規定によりその型式について指定を受けた自動車、「定格出力が19kW以上560kW 未満の軽油を燃料とする原動機であって、道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示第41条第１項第15号、第20号及び第21号並びに同条第２項第１号の基準に適合し、かつ、道路運送車両法第75条の２第１項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置であるものを搭載しており、かつ、道路運送車両法施行規則第62条の３の規定によりその型式について認定を受けた小型特殊自動車」、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第10条第１項の規定によりその型式について届出された特定特殊自動車」並びに「規程第11条の規定によりその型式について指定を受けた建設機械」を除く。）を排出ガス対策型建設機械として指定することができる。

２　国土交通省大臣官房技術審議官は、その型式が均一性を有し、かつ、認定原動機（ただし、当該認定原動機を取り付けることができる建設機械の範囲が限定されている場合においては、当該建設機械がその範囲内のものであること。）及び認定黒煙浄化装置を搭載している建設機械、又はその型式が別記４に定める基準（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械技術基準」という。）に適合するとともに均一性を有し、かつ、認定原動機を搭載している建設機械をトンネル工事用排出ガス対策型建設機械として指定することができる。

（建設機械の指定の申請）

第12　建設機械の製作等を業とする者で第11の１の規定による型式の指定（以下「建設機械型式指定」という。）を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第６）を国土交通省大臣官房技術審議官に提出しなければならない。

⑴　申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

⑵　申請に係る建設機械の名称及び型式

⑶　申請に係る建設機械に搭載している認定原動機の型式及び認定番号（ただし、当該認定原動機が原動機型式認定の申請中であるときは、当該原動機型式認定申請書の写し）

⑷　申請に係る建設機械の製作を業とする者にあっては、主たる製作工場

の名称及び所在地

⑸　その他必要な事項

２　前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

⑴　申請に係る建設機械の構造、装置及び性能を記載した書面

⑵　申請に係る建設機械の外観図及び写真

⑶　排出ガス対策型建設機械技術基準に適合することを証する書面

⑷　申請に係る建設機械の品質管理の実施要領及び業務組織を記載した書面（当該申請者が日本工業規格Ｑ9001の規定に適合しており、かつ、申請に係る建設機械が第12の１⑷の主たる製作工場において製作されている場合においては、当該規定に適合していることを証する書面）

⑸　申請に係る建設機械の点検整備方式を記載した書面

⑹　申請に係る建設機械の製作を業とする者から当該建設機械を購入する契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し

⑺　その他国土交通省大臣官房技術審議官が定める書面

３　国土交通省大臣官房技術審議官は、第12の１及び２に定めるもののほか、建設機械型式指定に関し必要があると認めるときは、当該建設機械型式指定の申請者に対し、必要な書面の提出を求めることができる。

（トンネル工事用建設機械の指定の申請）

第13　トンネル工事の用に供する建設機械（以下「トンネル工事用建設機械」という。）の製作等を業とする者で第11の２の規定による型式の指定（以下「トンネル工事用建設機械型式指定」という。）を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第７）を国土交通省大臣官房技術審議官に提出しなければならない。

⑴　申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

⑵　申請に係るトンネル工事用建設機械の名称及び型式

⑶　申請に係るトンネル工事用建設機械に搭載している認定原動機の型式及び認定番号（ただし、当該認定原動機が原動機型式認定の申請中であるときは、当該原動機型式認定申請書の写し）

⑷　申請に係るトンネル工事用建設機械に搭載している認定黒煙浄化装置の型式及び認定番号（ただし、当該認定黒煙浄化装置が黒煙浄化装置型式認定の申請中であるときは、当該黒煙浄化装置型式認定申請書の写し）

⑸　申請に係るトンネル工事用建設機械の製作を業とする者にあっては、主たる製作工場の名称及び所在地

⑹　その他必要な事項

２　前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

⑴　申請に係るトンネル工事用建設機械の構造、装置及び性能を記載した書面

⑵　申請に係るトンネル工事用建設機械の外観図及び写真

⑶　排出ガス対策型建設機械技術基準及びトンネル工事用排出ガス対策型建設機械技術基準に適合することを証する書面

⑷　申請に係るトンネル工事用建設機械の品質管理の実施要領及び業務組織を記載した書面（当該申請者が日本工業規格Ｑ9001の規定に適合しており、かつ、申請に係るトンネル工事用建設機械が第13の１⑸の主たる製作工場において製作されている場合においては、当該規定に適合していることを証する書面）

⑸　申請に係るトンネル工事用建設機械の点検整備方式を記載した書面

⑹　申請に係るトンネル工事用建設機械の製作を業とする者から当該トンネル工事用建設機械を購入する契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し

⑺　その他国土交通省大臣官房技術審議官が定める書面

３　国土交通省大臣官房技術審議官は、第13の１及び２に定めるもののほか、トンネル工事用建設機械型式指定に関し必要があると認めるときは、当該トンネル工事用建設機械型式指定の申請者に対し、必要な書面の提出を求めることができる。

（指定等の通知及び公表）

第14　国土交通省大臣官房技術審議官は、第11の１の規定により指定した排出ガス対策型建設機械（以下「指定建設機械」という。）又は２の規定により指定したトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「指定トンネル工事用建設機械」という。）の型式指定を行ったときは、当該型式指定の申請者に対し、速やかにその旨を書面により通知するものとする。

２　国土交通省大臣官房技術審議官は、建設機械型式指定又はトンネル工事用建設機械型式指定をし、又はそれらの指定を取り消した場合においては、当該建設機械又は当該トンネル工事用建設機械の製作等を業とする者の氏

名又は名称、当該建設機械又は当該トンネル工事用建設機械の名称及び型式並びに指定番号を公表するものとする。

３　国土交通省大臣官房技術審議官は、第16の１の規定による届出が第12の１⑴又は⑵に関するものである場合、又は第16の２の規定による届出が、第13の１⑴又は⑵に関するものである場合においては、その旨を通知するものとする。

（変更の承認）

第15　建設機械型式指定を受けた者は、第12の１⑶又は２の各項目（⑷及び⑹を除く。）に掲げる書面の記載事項について変更しようとするときは、遅滞なく国土交通省大臣官房技術審議官の承認を受けなければならない。ただし、第12の１⑶の変更に関しては当該原動機が第３の１の認定を受けた型式としての構造及び性能に変更が無い場合に限る。

２　トンネル工事用建設機械の型式指定を受けた者は、第13の１⑶、⑷又は２の各項目（⑷及び⑹を除く。）に掲げる書面の記載事項について変更しようとするときは遅滞なく国土交通省大臣官房技術審議官の承認を受けなければならない。ただし、第13の１⑶の変更に関しては当該原動機が第３の１の認定を受けた型式としての構造及び性能に変更が無い場合、第13の１⑷の変更に関しては当該黒煙浄化装置が第３の２の認定を受けた型式としての構造及び性能に変更が無い場合に限る。

３　第11から第15の２までの規定は、第15の１又は２の規定による書面の記載事項の変更について準用する。

（変更の届出）

第16　建設機械型式指定を受けた者は、第12の１⑴、⑵又は⑷並びに２⑷に掲げる書面の記載事項について変更しようとするときは、様式第８による届出書を、遅滞なく国土交通省大臣官房技術審議官に届け出なければならない。

２　トンネル工事用建設機械の型式指定を受けた者は、第13の１⑴、⑵又は⑸並びに２⑷に掲げる書面の記載事項について変更しようとするときは、様式第９による届出書を、遅滞なく国土交通省大臣官房技術審議官に届け出なければならない。

３　建設機械型式指定又はトンネル工事用建設機械型式指定を受けた者は、

当該指定建設機械又は当該トンネル工事用建設機械の製作等をしなくなったときは、その時から30日以内にその旨を記載した様式第10による届出書を、国土交通省大臣官房技術審議官に届け出なければならない。

（指定の取消し）

第17　国土交通省大臣官房技術審議官は、指定建設機械に搭載されている認定原動機が原動機型式認定を取り消された場合においては、当該指定建設機械の建設機械型式指定を取り消すものとする。

２　国土交通省大臣官房技術審議官は、指定トンネル工事用建設機械に搭載されている認定原動機が原動機型式認定を取り消された場合、又は認定黒煙浄化装置が黒煙浄化装置型式認定を取り消された場合においては、当該指定トンネル工事用建設機械のトンネル工事用建設機械型式指定を取り消すものとする。

３　国土交通省大臣官房技術審議官は、次の各項目のいずれかに該当する場合においては、指定建設機械又は指定トンネル工事用建設機械の型式指定を取り消すことができる。

⑴　指定建設機械が排出ガス対策型建設機械技術基準に適合しなくなり、又は均一性を有するものでなくなったとき。

⑵　指定トンネル工事用建設機械が排出ガス対策型建設機械技術基準又はトンネル工事用排出ガス対策型建設機械技術基準に適合しなくなり、又は均一性を有するものでなくなったとき。

⑶　第15の１又は２の規定による変更の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

⑷　不正の手段により建設機械型式指定又はトンネル工事用建設機械型式指定を受けたとき。

⑸　指定建設機械又は指定トンネル工事用建設機械の製作が中止された場合において、その時から相当期間が経過したとき。

４　第14の規定は、国土交通省大臣官房技術審議官が第17の１から３までの規定による取消しをした場合について準用する。

（指定建設機械とみなす物）

第18　その型式が次に掲げる物と同一である建設機械については、国土交通省大臣官房技術審議官が定めるその旨を証する書類を提出した場合におい

ては、第20の１の規定の適用については、指定建設機械とみなす（以下「みなし指定建設機械」という。）。

⑴　定格出力が19kW以上560kW未満の軽油を燃料とする原動機であって、道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示第41条第１項第15号、第20号及び第21号並びに同条第２項第１号の基準に適合し、かつ、道路運送車両法第75条の２第１項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置であるものを搭載しており、かつ、道路運送車両法第75条第１項の規定によりその型式について指定を受けた自動車

⑵　定格出力が19kW以上560kW未満の軽油を燃料とする原動機であって、道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示第41条第１項第15号、第20号及び第21号並びに同条第２項第１号の基準に適合し、かつ、道路運送車両法第75条の２第１項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置であるものを搭載しており、かつ、道路運送車両法施行規則第62条の３の規定によりその型式について認定を受けた小型特殊自動車

⑶　特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第10条第１項の規定によりその型式について届出された特定特殊自動車

２　建設機械の製作等を業とする者で第18の１の規定によるみなし指定建設機械の適用を受けようとするものが、次に掲げる事項を記載した届出書（様式第11）を国土交通省大臣官房技術審議官に届け出た場合においては、第20の１の規定の適用については、第11の１に基づき、排出ガス対策型建設機械の型式指定を受けた者とみなす。

⑴　届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

⑵　届出に係る建設機械の名称及び型式

⑶　届出に係る建設機械に搭載している認定原動機の型式及び認定番号

⑷　届出に係る建設機械の製作を業とする者にあっては、主たる製作工場の名称及び所在地

⑸　その他必要な事項

３　２に定める届出書には、１に定める国土交通省大臣官房技術審議官が定めるその旨を証する書類を添付するものとする。

４　第18の１の規定によるみなし指定建設機械は、当該建設機械と同一の型式について道路運送車両法、又は特定特殊自動車排出ガスの規制等に関す

る法律に基づき、基準に適合しなくなった、又は構造及び性能が同一であることが担保されなくなったと認められた場合においては、１の適用を取り消すものとする。

５　第14の規定は、国土交通省大臣官房技術審議官が第18の１の規定によるみなし指定建設機械、もしくは同４の規定によるみなし指定建設機械の取消しをした場合において準用する。

（基準の変更に係る学識経験者からの意見聴取）

第19　国土交通省大臣官房技術審議官は、排出ガス対策型原動機技術基準、排出ガス対策型黒煙浄化装置技術基準、排出ガス対策型建設機械技術基準又はトンネル工事用排出ガス対策型建設機械技術基準を変更しようとするときは、学識経験者の意見を聴くものとする。

（指定建設機械の表示等）

第20　第11の１に基づき、排出ガス対策型建設機械の型式指定を受けた者は、当該指定建設機械について、様式第12による表示を側面の見やすい箇所に付することができる。ただし、当該建設機械のうち、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第12条第１項又は同第２項の規定により、基準適合表示を付することができるものについては、本項は適用しないこととする。

２　第11の２に基づき、トンネル工事用排出ガス対策型建設機械の型式指定を受けた者は、当該指定トンネル工事用建設機械について、様式第13による表示を側面の見やすい箇所に付することができる。

３　建設機械又はトンネル工事用建設機械の型式指定を受けた者は、毎年度、当該指定建設機械又は指定トンネル工事用建設機械の販売台数を当該年度終了後60日以内に国土交通省大臣官房技術審議官に報告するものとする。

別記１

次の表の左欄に掲げる原動機の出力区分ごとに、国土交通省大臣官房技術審議官が定める方法に基づく測定を行った結果が、排出ガスの種類欄に掲げる排出ガスごとの基準を満たすものとする。

排出ガスの種類 ＼ 原動機の出力区分	NMHC+NOx (g/kW・h)		CO (g/kW・h)	PM (g/kW・h)	黒煙 (%)
	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)			
８ kW～19 kW 未満	7.5		5.0	0.8	40
19 kW～37 kW 未満	1.0	6.0	5.0	0.4	40
37 kW～56 kW 未満	0.7	4.0	5.0	0.3	35
56 kW～75 kW 未満	0.7	4.0	5.0	0.25	30
75 kW～130 kW 未満	0.4	3.6	5.0	0.2	25
130 kW～560 kW 以下	0.4	3.6	3.5	0.17	25

別記２

試験に供する原動機について、国土交通省大臣官房技術審議官が定める方法に基づく測定を行った排出ガス重量及び濃度の結果が、以下に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

・黒煙について、定格点濃度、中間速度全負荷点濃度及び過渡時濃度の各々が低減し、かつ黒煙浄化装置装着前の最大値に対し装着後の最大値が 1/5 以下となること。
・黒煙浄化装置の装着により、HC、NOx、CO、PM の排出ガス重量が増加しないこと。

別記３

１　次の表の左欄に掲げる原動機の出力区分ごとに、国土交通省大臣官房技術審議官が定める方法に基づく測定を行った結果が、右欄に掲げる黒煙の基準を満たすものとする。

原動機の出力区分	黒煙（％）
８ kW～19 kW 未満	40
19 kW～37 kW 未満	40
37 kW～56 kW 未満	35
56 kW～75 kW 未満	30
75 kW～130 kW 未満	25
130 kW～560 kW 以下	25

２　認定原動機を取り付けることができる建設機械の範囲が限定されている場合においては、当該建設機械がその範囲内のものであること。

別記４

１　別記３に定める表の左欄に掲げる原動機の出力区分ごとに、国土交通省大臣官房技術審議官が定める方法に基づく測定を行った結果が、同表の右欄に掲げる黒煙の基準の 1/5 以下であること。

２　認定原動機を取り付けることができる建設機械の範囲が限定されている場合においては、当該建設機械がその範囲内のものであること。

様式第１（原動機型式認定申請書）（第４の１関係）

原動機型式認定申請書

年　　月　　日

国土交通省大臣官房技術審議官　殿

氏名又は名称（法人にあっては、その代表者の氏名）　　印

住所

原動機型式認定を受けたいので、第３次排出ガス対策型建設機械指定要領第４の１の規定により、次のとおり申請します。

１．申請に係る原動機の名称及び型式

２．主たる製作工場の名称及び所在地（原動機の製作を業とする者に限る。）

３．連絡先（所属、氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等）

４．その他必要な事項

備考（1）氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
（2）用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第２（黒煙浄化装置型式認定申請書）（第５の１関係）

黒煙浄化装置型式認定申請書

年　　月　　日

国土交通省大臣官房技術審議官　殿

氏名又は名称（法人にあっては、その代表者の氏名）　　印

住所

黒煙浄化装置型式認定を受けたいので、第３次排出ガス対策型建設機械指定要領第５の１の規定により、次のとおり申請します。

１．申請に係る黒煙浄化装置の名称及び型式

２．主たる製作工場の名称及び所在地（黒煙浄化装置の製作を業とする者に限る。）

３．連絡先（所属、氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等）

４．その他必要な事項

備考（1）氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
（2）用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第３（原動機型式認定申請書に係る記載事項変更届出書）（第８の１関係）

原動機型式認定申請書に係る記載事項変更届出書

年　　月　　日

国土交通省大臣官房技術審議官　殿

氏名又は名称（法人にあっては、その代表者の氏名）　　印

住所

原動機型式認定申請書の記載事項に変更があったので、第３次排出ガス対策型建設機械指定要領第８の１の規定により、次のとおり届け出ます。

１．認定原動機の名称及び型式

２．認定番号

３．変更事項及び変更事由

４．変更年月日

５．連絡先（所属、氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等）

６．その他必要な事項

備考（1）氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
（2）用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第４（黒煙浄化装置型式認定申請書に係る記載事項変更届出書）（第８の２関係）

黒煙浄化装置型式認定申請書に係る記載事項変更届出書

年　　月　　日

国土交通省大臣官房技術審議官　殿

氏名又は名称（法人にあっては、その代表者の氏名）　　印

住所

黒煙浄化装置型式認定申請書の記載事項に変更があったので、第３次排出ガス対策型建設機械指定要領第８の２の規定により、次のとおり届け出ます。

１．認定黒煙浄化装置の名称及び型式

２．認定番号

３．変更事項及び変更事由

４．変更年月日

５．連絡先（所属、氏名、電話番号、FAX 番号、電子メールアドレス等）

６．その他必要な事項

備考（1）氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
（2）用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

様式第５（認定原動機又は認定黒煙浄化装置に係る製作等の廃止届出書）（第８の３関係）

［認定原動機、認定黒煙浄化装置］に係る製作等の廃止届出書

年　　月　　日

国土交通省大臣官房技術審議官　殿

氏名又は名称（法人にあっては、その代表者の氏名）　　印

住所

［認定原動機、認定黒煙浄化装置］の製作等をしなくなったため、第３次排出ガス対策型建設機械指定要領第８の３の規定により、次のとおり届け出ます。

１．［認定原動機、認定黒煙浄化装置］の名称及び型式

２．［認定原動機、認定黒煙浄化装置］の認定番号

３．廃止事由

４．廃止年月日

５．連絡先（所属、氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等）

６．その他必要な事項

備考（1）氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
（2）用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
（3）［　］内は、該当する項目のみ記載すること。

様式第６（建設機械型式指定申請書）（第12の１関係）

建設機械型式指定申請書

年　　月　　日

国土交通省大臣官房技術審議官　殿

氏名又は名称（法人にあっては、その代表者の氏名）　　印

住所

建設機械型式指定を受けたいので、第３次排出ガス対策型建設機械指定要領第12の１の規定により次のとおり申請します。

１．申請に係る建設機械の名称及び型式

２．申請に係る建設機械に搭載している認定原動機の型式及び認定番号

３．主たる製作工場の名称及び所在地（建設機械の製作を業とする者に限る。）

４．連絡先（所属、氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等）

５．その他必要な事項

備考（1）氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
（2）用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第７（トンネル工事用建設機械式指定申請書）（第13の１関係）

トンネル工事用建設機械式指定申請書

年　　月　　日

国土交通省大臣官房技術審議官　殿

氏名又は名称（法人にあっては、その代表者の氏名）　　印

住所

トンネル工事用建設機械型式指定を受けたいので、第３次排出ガス対策型建設機械指定要領第13の１の規定により次のとおり申請します。

１．申請に係るトンネル工事用建設機械の名称及び型式

２．申請に係るトンネル工事用建設機械に搭載している認定原動機の型式及び認定番号

３．申請に係るトンネル工事用建設機械に搭載している認定黒煙浄化装置の型式及び認定番号

４．主たる製作工場の名称及び所在地（トンネル工事用建設機械建設機械の製作を業とする者に限る。）

５．連絡先（所属、氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等）

６．その他必要な事項

備考（1）氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
（2）用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第８（建設機械型式指定申請書に係る記載事項変更届出書）（第16の１関係）

建設機械型式指定申請書に係る記載事項変更届出書

年　　月　　日

国土交通省大臣官房技術審議官　殿

氏名又は名称（法人にあっては、その代表者の氏名）　　印

住所

建設機械型式指定申請書の記載事項に変更があったので、第３次排出ガス対策型建設機械指定要領第16の１の規定により、次のとおり届け出ます。

１．指定建設機械の名称及び型式

２．指定番号

３．変更事項及び変更事由

４．変更年月日

５．連絡先（所属、氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等）

６．その他必要な事項

備考（1）氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
（2）用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第９（トンネル工事用建設機械型式指定申請書に係る記載事項変更届出書）
（第16の２関係）

トンネル工事用建設機械型式指定申請書に係る記載事項変更届出書

年　　月　　日

国土交通省大臣官房技術審議官　殿

氏名又は名称（法人にあっては、その代表者の氏名）　　印

住所

トンネル工事用建設機械型式指定申請書の記載事項に変更があったので、第３次排出ガス対策型建設機械指定要領第16の２の規定により、次のとおり届け出ます。

１．指定トンネル工事用建設機械の名称及び型式

２．指定番号

３．変更事項及び変更事由

４．変更年月日

５．連絡先（所属、氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等）

６．その他必要な事項

備考（1）氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
（2）用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第10（指定建設機械又は指定トンネル工事用建設機械に係る製作等の廃止届出書）（第16の３関係）

［指定建設機械、指定トンネル工事用建設機械］に係る製作等の廃止届出書

年　　月　　日

国土交通省大臣官房技術審議官　殿

氏名又は名称（法人にあっては、その代表者の氏名）　　印

住所

［指定建設機械、指定トンネル工事用建設機械］の製作等をしなくなったため、第３次排出ガス対策型建設機械指定要領第16の３の規定により、次のとおり届け出ます。

１．［指定建設機械、指定トンネル工事用建設機械］の名称及び型式

２．［指定建設機械、指定トンネル工事用建設機械］の指定番号

３．廃止事由

４．廃止年月日

５．連絡先（所属、氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等）

６．その他必要な事項

備考（1）氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
（2）用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
（3）［　］内は、該当する項目のみ記載すること。

様式第11（みなし指定建設機械の届出書）（第18の２関係）

みなし指定建設機械の届出書

年　　月　　日

国土交通省大臣官房技術審議官　殿

氏名又は名称（法人にあっては、その代表者の氏名）　　印

住所

みなし指定建設機械の適用を受けたいので、第３次排出ガス対策型建設機械指定要領第18の２の規定により次のとおり届け出ます。

１．届出に係る建設機械の名称及び型式

２．届出に係る建設機械に搭載している認定原動機の型式及び認定番号

３．主たる製作工場の名称及び所在地（建設機械の製作を業とする者に限る。）

４．連絡先（所属、氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等）

５．その他必要な事項

備考（1）氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
（2）用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第12（第20の１関係）

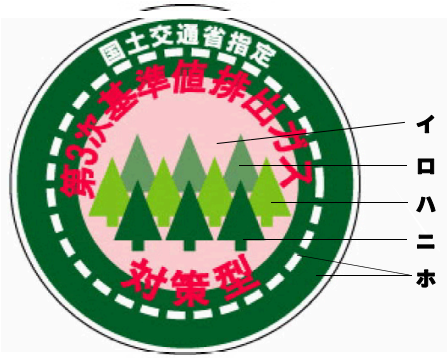

備考１　色彩は、イの部分を淡い桃色、ロの部分を淡い緑色、ハの部分を黄緑色、ニ及びホの部分を緑色、「第３次基準値排出ガス対策型」の文字を赤色、「国土交通省指定」の文字及びその他の部分を白色とする。

２　外円の直径は80mm以上とする。

様式第13（第20の２関係）

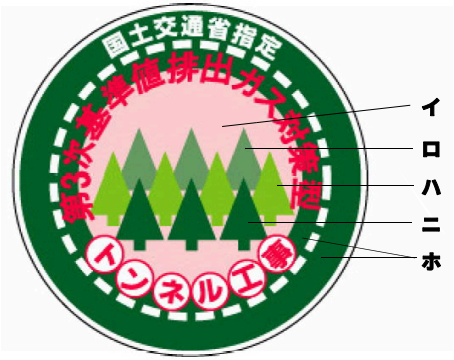

備考１　色彩は、イの部分を淡い桃色、ロの部分を淡い緑色、ハの部分を黄緑色、ニ及びホの部分を緑色、「第３次基準値排出ガス対策型」及び「トンネル工事」の文字並びに「トンネル工事」の各文字の縁取り線を赤色、「国土交通省指定」の文字及びその他の部分を白色とする。

２　外円の直径は80mm以上とする。